



田村市緊急経済対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策として、感染防止対策経費の一部を補助する「田村市事業者感染拡大防止補助金」の施行及び、売上げが減少した事業者に支援を行う「田村市事業持続化支援金」の対象業種の拡大をしましたので、記事として取り上げていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

田村市 産業部 商工課 商工振興係

住所 福島県田村市船引町船引字畑添76-2

電話番号 0247-82-6677

メールアドレス shoko@city.tamura.lg.jp



田村市緊急経済対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策として、感染防止対策経費の一部を補助する「田村市事業者感染拡大防止補助金」の施行及び、売上げが減少した事業者に支援を行う「田村市事業持続化支援金」の対象業種の拡大をしましたので、記事として取り上げていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

田村市 産業部 商工課 商工振興係

住所 福島県田村市船引町船引字畑添76-2

電話番号 0247-82-6677

メールアドレス shoko@city.tamura.lg.jp



田村市緊急経済対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策として、感染防止対策経費の一部を補助する「田村市事業者感染拡大防止補助金」の施行及び、売上げが減少した事業者に支援を行う「田村市事業持続化支援金」の対象業種の拡大をしましたので、記事として取り上げていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

田村市 産業部 商工課 商工振興係

住所 福島県田村市船引町船引字畑添76-2

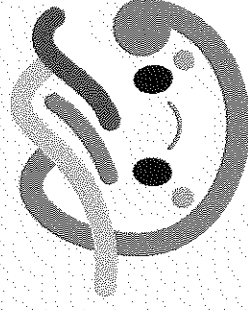
電話番号 0247-82-6677

メールアドレス shoko@city.tamura.lg.jp

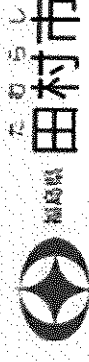
田村市新型コロナウイルス感染症に伴う 経済対策

産業部商工課

2020.7.31



田村市事業者感染拡大防止補助金



◆ 事業内容

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき策定された、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に要した経費に対し、費用の一部を補助するもの。

◆ 対象者

市内に事業所等を有する事業者で、次の事業を営む者

○飲食業、小売業、宿泊業、旅行業、運輸業、サービス業など（市内対象業者 約700社）

◆ 交付要件

新型コロナウイルス感染拡大防止策に講じた下記経費を支援。

- ・ 備品費 ⇒ 体温計、サーマルカメラ、フェイスシールド（使い捨てのものは除く）等
 ※空気清浄機等の一般家電は対象外
- ・ 原材料費 ⇒ パーテーション等を作成するための原材料等
- ・ 工事費及び修繕費⇒ 空気循環用設備の新設工事、パーテーションの設置工事等

※マスク（布製も含む）、消毒液、ペーパータオル、ゴム手袋等の消耗品は対象外

◆ 交付金額

1事業者あたり上限5万円（申請は1回限り） 補助率1/2

◆ 補正予算要望額

50,000×700社=35,000千円

事業持続化支援金の対象業種拡大

- ◆ 理由
6月12日から30日にかけて、市内事業者を対象に景況調査を実施。事業者から市に求める要望として、持続化支援金の業種拡大が最も多く寄せられた。また対象業種以外の売上減少も多く見受けられた。
- ◆ 現在支援対象としている業種
飲食業、食品小売業、食品製造業、宿泊業、冠婚葬祭業
- ◆ 拡大する業種
食料品を除く小売業、運転代行業、運送業（タクシー）、サービス業など
- ◆ 交付要件
令和2年3月・4月・5月のいずれかの1カ月の売上高が前年同月と比較し、30%以上減少している、かつ、一定額以上減少していること。
- ◆ 交付金額
減少額に応じた支援金額を月額5万・10万・15万とし、3か月分相当として支給する。
減少額 10万以上から50万未満 50,000円 3か月=150千円
減少額 50万以上から100万未満 100,000円 3か月=300千円
減少額 100万以上 150,000円 3か月=450千円